

Aug 2023

No. 98

とちぎ法人会だより

◆発行所 公益社団法人 栃木法人会
◆発行人 会長 山中史朗
◆編集 広報委員長 植原和信

〒328-0053 栃木市片柳町2-1-46(栃木商工会議所会館4F)
TEL (0282)24-3500 FAX (0282)24-3288

CONTENTS

- | | |
|--------------------|--|
| 第11回 通常総会開催のご報告…② | 新会員のご紹介/今後の行事予定/…⑬ |
| 令和5・6年度 新役員名簿…③ | 会社名、代表者、所在地、資本金等変更
のご連絡について/会員の皆様へ
会費口座振替のお礼 |
| 令和5・6年度 委員会名簿/…④ | 全国女性フォーラム |
| 栃木税務署長 着任ごあいさつ/…⑤ | 税務署からのお知らせ ……⑭ |
| 栃木税務署幹部職員 | 講演の集い/インターネットセミナーのご案内 …⑮ |
| 各地区会活動 ……⑥ | 税理士会コーナー ……⑯ |
| 令和5年度 税制改正のあらまし …⑨ | 第35回エコライブ講座 |

第11回

通常総会開催のご報告



令和5年6月8日(木)
栃木市内において会員84名
(委任状1,762名)及び来賓
多数のもと第11回通常総会
が開催された。

審議に先立ち、令和5年
度事業計画並びに収支予算
が報告され、続いて、議案
の審議に入った。

第1号議案 令和4年度事業報告の件

第2号議案 令和4年度収支決算報告承認の件
について、原案のとおり承認可決された。

第3号議案 任期満了に伴う理事・監事改選に
ついて、原案のとおり承認可決された。

議事終了後、栃木税務署長より法人会活動を通
じて、税務行政の推進、納税思想の高揚に貢献さ
れた方に対し感謝状が贈呈された。続いて、栃木
法人会長より会活動に貢献された方や会員増強運
動、福利厚生制度の推進に功績のあった関係機
関、地区会、個人に対し感謝状が贈呈された。

尚、総会議案資料については、ホームページの
情報公開欄に掲載して
います。

通常総会終了後、臨
時理事会が開催され、
山中史朗会長が再任さ
れた。(新役員は3ペ
ージ掲載)



山中会長



平賀栃木税務署長



深谷栃木県税事務所所長



町田関東信越税理士会 栃木支部長

令和4年度功労者へ感謝状の贈呈

法人会に対して功績のあった役員及び会員増
強、福利厚生制度の推進に功績のあった関係機
関、地区会、個人に対し山中会長及び小倉厚生委
員長より感謝状が贈呈された。

<栃木税務署長感謝状>

- ・栃木地区会 若菜 秀夫
- ・下野地区会 江田 俊夫
- ・岩舟地区会 小倉 久緒
- ・野木地区会 眞瀬 薫正
- ・西方地区会 飯沼 徹典
- ・栃木地区会 松本 和子

<会員加入勸奨功労者>

- ・(株)栃木銀行 栃木支店・小山東支店・大平支店
- ・(株)足利銀行 栃木支店
- ・栃木信用金庫 本店営業部・駅前支店・思川
支店・藤岡支店・大平町支店
おもちゃのまち支店・都賀支店

<福利厚生制度表彰>

- ・大型保障制度 新規獲得率 第1位 壬生地区会
法人加入率 第1位 栃木地区会
- ・がん保険制度 加入件数率 第1位 小山地区会
- ・大同生命保険(株) 栗原 明美
- ・A I G 損害保険(株) 戸田 善大
- ・アフラック生命保険(株)代理店 足利不動産(株) 直井 克清
(順不同・敬称略)



令和5・6年度 新役員名簿

(敬称略：順不同)

役職	氏名	法人名	地区会
会長	山中 史朗	(株)山中組	小山
副会長	伏木 昌人	栃木信用金庫	栃木
	小林 勝夫	藤成測量(株)	藤岡
	山本 郁夫	(株)ヤマイチ	石橋
	植原 和信	大坂屋運送(株)	大平
	小林 一則	(有)成林興測	下野
	高田 弘	(株)桐野屋	壬生
	小林 雄一	(有)大平工業所	岩舟
	山中 敏正	(株)乃木鈴建設産業	野木
	野原 正衛	野原産業(株)	都賀
	飯沼 邦章	(株)飯沼	西方
	横田 学	(株)ヒタチ設備	小山
	専務理事	岸 英司	(公社)栃木法人会
常任理事	小野口 美治	小野口商事(株)	栃木
	膝 附 武男	ひざつき製菓(株)	栃木
	佐山 謙三	(株)佐山	栃木
	三井 恵子	(有)バリュー銀星	小山
	齊藤 純夫	(株)板橋組	小山
	植村 茂敏	植村工業(株)	小山
	酒井 一則	(有)たび倶楽部	藤岡
	大垣 典昭	(株)大垣ダイカスト工業	石橋
	松本 政則	(株)松本工務店	大平
	青木 茂	(有)アオキ	下野
	佐藤 守	大藤建設(株)	壬生
	深澤 泰雄	(有)岩舟衛生社	岩舟
	岡部 美喜男	(有)岡部電器	野木
	大栗 秀雄	(同)原木屋	都賀
	稲尾 邦夫	(有)稲安	西方
福本 佳之	(株)ViPass	青年部会長	
若林 可奈子	栃木グランドホテル(株)	女性部会長	
理事	小池 雅弘	(株)スクラムフーズ	栃木
	渡邊 嘉一	ワタレイ(株)	栃木
	長澤 厚史	(有)ナガサワ	栃木
	松本 稔	松金化学工業(株)	栃木
	平野 和正	(株)正和	栃木
	小藤 有彦	(株)小藤製作所	栃木
	猿山 貴	岡田石灰工業(株)	栃木
	癸生川 照男	(株)栃木県南自動車学校	栃木
	塚田 享子	友井タクシー(有)	小山
	中澤 剛	新日本産業(株)	小山
	滝沢 洋子	(株)小山補償設計	小山

役職	氏名	法人名	地区会
理事	籠谷 貴徳	(有)コスモストラベル	小山
	佐瀬 英夫	(株)サロン・ド・サセ	小山
	生田目 里志	足利小山信用金庫	小山
	岩澤 一成	(株)ダイサン小山	小山
	鯉沼 毅明	(株)鯉沼工務店	藤岡
	阿部 多喜男	(株)東栄製作所	藤岡
	前田 光之	(株)前田工業	石橋
	橋本 秀則	(有)ニエアス	石橋
	倉井 茂雄	(株)倉井康雄商店	石橋
	上杉 昌弘	日冷工業(株)	大平
	滝田 賢一	(株)滝田	大平
	上野 賢治	(株)川中子住建	下野
	須藤 俊一郎	(有)博善社	下野
	手塚 光一	(有)へいせい堂	壬生
	石川 博俊	(宗)円照寺	壬生
	増田 信義	(有)増田屋本店	壬生
	中川 博登	あいヶアステーション(株)	壬生
	相良 吉男	(有)サガラ陶管	岩舟
	川田 久夫	(有)川田タイヤ商会	岩舟
	萩原 和志	高伸物流(株)	野木
中村 義美	北関東東洋技研(株)	野木	
渡邊 浩一	(株)渡辺清作商店	都賀	
川津 美知子	(株)ダイエイ	都賀	
荒木 正孝	(有)荒木美装	西方	
監事	嶋田 完治	シマダ(株)	栃木
	日向野 薫	(有)日向野洋蘭園	小山
	稲葉 展博	(有)稲葉石材店	壬生
	中村 嘉和	中村嘉和税理士事務所	—

顧問	白澤 正弘	白沢電気(株)	元会長
	金子 康法	明和コンピュータシステム(株)	元会長
	町田 有政	税理士会栃木支部長	支部長
相談役	青木 良一	青木ソバ粉(株)	元副会長
	田村 守男	(株)田村工業	元副会長
	大山 英雄	(有)大山電装	元副会長
	石崎 義夫	北関東油研(株)	元副会長
	菅野 弘	(株)すが野	元副会長
	江田 俊夫	(株)江田工業	前副会長
	小倉 久緒	やまこ産業(株)	前副会長
	眞瀬 薫正	(有)シヤディンセイ	前副会長

※ゴシックは新任理事

令和5・6年度 委員会名簿

任期：令和5年6月8日～7年通常総会開催日まで

	総務委員会	組織委員会	研修委員会	広報委員会	税制委員会	厚生委員会	地区会
委員長	横田 学	高田 弘	野原正衛	植原和信	小林勝夫	山本郁夫	—
副委員長	山本郁夫	横田 学	植原和信	小林勝夫	野原正衛	高田 弘	—
	山中敏正	伏木昌人	小林一則	小林雄一	山中敏正	飯沼邦章	—
委 員	佐山謙三	渡邊嘉一	小池雅弘	膝附武男	小野口美治	長澤厚史	栃木
	中新井崇嗣	平野和正	小藤有彦	猿山 貴	松本 稔	癸生川照男	
	中澤 剛	齊藤純夫	籠谷貴徳	滝沢洋子	植村茂敏	三井恵子	小山
	奥澤 淳	生田目里志	松本修一	岩澤一成	佐瀬英夫	塚田享子	
	石川悦史	鯉沼毅明	酒井一則	阿部多喜男	谷津修市	阿部靖之	藤岡
	大垣典昭	小林英一郎	前田光之	氏家啓治	橋本秀則	倉井茂雄	石橋
	福富正浩	松本政則	福島鉄典	滝田賢一	上杉昌弘	中川真澄	大平
	飯野英雄	須藤俊一郎	青木 茂	海老原邦芳	町田光成	上野賢治	下野
	手塚光一	増田信義	中川博登	石川博俊	小林信作	佐藤 守	壬生
	相良吉男	深澤泰雄	川田久夫	草島 勲	池沢文雄	古内宏邦	岩舟
	岡部美喜男	萩原和志	木村武弘	中村義美	山中利明	小村明宏	野木
	小倉廣美知	渡邊浩一	大栗秀雄	新井義雄	梗間良一	川津美知子	都賀
荒木正孝	荒木田友則	関口晃一	稲尾邦夫	佐藤博之	山岸弘幸	西方	

※ゴシックは新委員

女性部会

愛顔咲くマドンナたちの新時代 ～ともに拓こう媛の国から～

令和5年4月13日（木）第17回法人会全国女性フォーラム愛媛大会スローガンのもと、あらゆる分野における「女性活躍」の実現を目指して、法人会全国女性大会が開催されました。栃木法人会女性部会より、松本・奥田・川津の3名で参加させていただきました。

国税庁次長 星屋 和彦様はじめ、全国法人会総連合会長 小林 栄三様からご挨拶を頂き、35県連・388会 1,880名の参加のもと盛大な大会でした。別室にて、税に関する絵はがきコンクールに応募された25万作品の中から、入賞された作品の展示もされ、高評価でした。そして、第二部では夏井いつき氏の俳句の手解きを楽しませて頂きました。

この度は、前日に松山市内視察・観光散策もさせていただきました。空き家対策がなされている街中や、文学の街として、所々に



「花咲いて 思い出す人 皆遠し」 正岡子規

俳句などが掲げられていて、文学にも高い関心の街づくりがされており、民家の清掃も行き届いて、とても清々しい感じを受け、参加させていただきましたことに感謝です。

栃木法人会女性部会 松本和子・奥田英子・川津美知子



着任ごあいさつ

栃木税務署長 堀 口 有紀子

本年7月の人事異動により、税務大学校から栃木税務署長として着任いたしました堀口でございます。よろしくお願いいたします。

公益社団法人栃木法人会の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたり、深いご理解と格別なご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、インボイス制度をはじめとする各種研修会の開催や「自主点検チェックシート」を活用した税務コンプライアンスの向上への取組などを通じて、会員企業の自己啓発を積極的に支援されているほか、幅広い事業活動を通じて地域社会の健全な発展に大きく貢献されております。

また、コロナ禍においても各方面と調整いただきながら、租税教室への講師派遣や税に関する絵はがきコンクールの開催など、租税教育にも積極的に取り組んでいただいているとお聞きしております。

これらの会活動は、山中会長をはじめとする役員の皆様方のご尽力と会員の皆様のご熱意の賜物であり、深く敬意を表しますとともに、我々税務行政に携わる者といたしましては誠に心強い限りであり、心から感謝申し上げます。

さて、本年10月から消費税のインボイス制度が開始となります。

税務署といたしましては、インボイス制度の円滑な開始に向け、事業者の皆様には制度の理解をより一層深めていただけるよう、周知・広報に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人栃木法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄並びに会員の皆様のご健勝を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

栃木税務署幹部職員

役職名	氏名	備考
署長	堀口 有紀子	新任
副署長	太田 聡子	留任
総務課長	阿久津 陽一	新任
課長補佐	横井 陽	新任
特官(法人)	粕谷 俊則	新任
特官(法人)	齋藤 裕紀	留任

役職名	氏名	備考
法人1統括	水沼 誠宏	新任
法人2統括	宮崎 陽夫	留任
法人3統括	大谷 豊	新任
法人4統括	石川 克己	留任
審理専門官(法人)	恩田 和夫	新任
連絡調整管(法人)	床井 靖英	新任
法人会担当	石原 広美	新任

各地区会活動

(令和5年1月～7月)

栃木 創立10周年記念事業 新春税務講演会を開催

去る1月24日、新春税務講演会を開催しました。第1部では、栃木税務署長平賀純二氏に、最新の税務情勢についてご講演いただきました。第2部では、フリーキャスターの伊藤聡子氏をお招きし、「ポストコロナ時代の企業のあり方」をテーマにご講演いただきました。講演では、コロナ禍による社会環境の変化や、地方の企業が取り組むデジタル化の事例などを解説いただき、今後は、多様な人材・働き方から生まれるイノベーションを期待したいと締めくくりました。



第11回地区総会を開催

去る5月16日、第11回地区総会を開催しました。総会では、令和5年度事業計画並びに収支予算が報告され、続いて、令和4年度事業報告並びに収支決算が原案通り承認可決されました。また、任期満了に伴う役員改選では、若菜会長が退任し、新たに伏木昌人氏が会長に選任されました。



小山 税務セミナーを開催

3月13日、「電子帳簿保存法の対策ポイント」と題し、公認会計士の川口宏之氏による税務セミナーを開催しました。2024年1月から完全義務化となる本制度への理解を深めるため、会場には63名が集い、メモを取りながら皆真剣に受講されていました。

小山地区会は引き続きインボイス制度・電子帳簿保存法に関するセミナーを開催し、会員事業所皆様にお役立ていただけるよう努めて参ります。



藤岡 地区総会を開催

第11回藤岡地区総会が5月16日に、多くの会員の方や、ご来賓の方々のご臨席をいただき開催されました。

総会においては、令和4年度の事業報告及び収支決算報告を行い、また任期満了に伴う役員改選を行い、副会長2名、理事2名が新たに選任されました。

さらに、参加者からは議案に対しすべて承認をいただき終了することが出来ました。



石橋 地区総会・税務研修 会開催

去る5月23日、石橋商工会アイリスホールにて第11回地区総会を開催しました。

総会では3つの議案が慎重審議され全て可決承認されました。総会終了後、栃木税務署石橋審理専門官による「インボイス制度について」の税務研修会を開催し、参加者の皆様も真剣に耳を傾けていました。4年ぶりの懇親会では、会員相互の親睦を深める有意義な時間となりました。



大平 特別講演会の開催 「予防栄養学と自己治療法」

毎年恒例となっている特別講演会を3月24日に開催。今回のテーマは「予防栄養学と自己治療法～健康経営に取り組む、知っておきたい基礎知識」講師に鈴木加菜氏をお招きいたしました。参加者の方は、元気になるビタミン、イライラを減らす栄養など、最新の栄養学の講演を熱心に聴いていました。また講師への質問も多数あり、充実した講演会でした。



下野 インボイスセミナー

6月13日(火)下野市商工会館において、青色申告部会との共催で、はぎわら税理士事務所の新原康之先生をお招きし「インボイスセミナー」を開催いたしました。いよいよ始まるインボイス、申請はしたけど何がどう変わるの？何を準備したら良いの？など事業者目線でのお話をいただきました。参加者は、自身の事業としてどう取り組む必要があるか熱心に聴講され、大変有意義な研修会となりました。



壬生 小学校にて租税教室 を開催

去る6月8日(木)壬生町立稲葉小学校、6月21日(水)壬生町立藤井小学校において青年部による租税教室が6年生対象に開催されました。

毎年開催している租税教室ですが、両校共に子供たちの反応が良く、特に1億円のレプリカを見せると、驚きの声をあげていました。

この授業を通して、子供たちが税の知識をつけ、少しでも納税意識が高まっていたら幸いです。



岩舟 セミナー・講演会を開催

1月25日に(株)リノヴェクス代表渡辺亮氏による「事業承継セミナー」、2月9日にインスパイア(株)代表横田秀珠氏による「DX活用セミナー」を開催致しました。

また5月11日の総会終了後、講師に元南極料理隊員の渡貫淳子氏をお迎えし「南極生活で学んだ健康管理と食材・環境の大切さ」について講演していただきました。



野木 税務研修会の開催



野木地区会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3年ぶりに税務研修会を開催いたしました。栃木税務署の石橋審理専門官を講師として、10月から始まるインボイスについてご講義いただきました。参加者全員、熱心に受講しました。

秋ごろには、経営セミナーも計画する予定です。

都賀 インボイス制度のセミナー開催

都賀地区会では1月24日にインボイス制度対応セミナーを開催しました。インボイス制度の概要や登録するための手順、登録申請書の書き方まで講師の先生に丁寧にご説明頂きました。10月から開始されるインボイス制度に対応するための税務上の準備を知る良い機会となりました。



西方 通常総会を開催

西方地区会では5月18日(木)に通常総会を開催し、提出された議案は可決承認されました。令和5年度から新役員体制になります。引き続き地域振興・発展に貢献していきたいと思っております。

コロナウイルスの扱いが変わり、西方地区では今年度再開されるイベントもあります。当年度も積極的に、けんたグッズを配布して子供たちに税金への興味・関心を持っていただく活動を行っていききたいと思います。

税制改正のあらまし

I 法人税関係

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

対象	本則税率		特例の税率
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

適用時期

令和7年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

(2) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合に取得価額（船舶については取得価額の75%）の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- ① 対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外されます。
- ② 対象資産について、総トン数500トン以上の船舶については、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定されます。

適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

(3) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取得等した場合に即時償却又は10%（資本金3,000万円超1億円以下は7%）の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合に適用されます。

(4) 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備（自家発電機、制震・免震装置等）を取得等した場合に20%の特別償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）について、その対象設備に耐震装置を加えた上で、適用期限が2年間延長されます。また、令和7年4月1日以後に取得等する資産の特別償却率は18%（令和5年4月1日以後）から16%に引き下げられます。

適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業継続力強化計画の認定を受け、認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに対象設備を取得等をした場合に適用されます。

(5) DX投資促進税制の見直し及び延長

全社的なDX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた事業適応計画の認定を受け、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資を行った場合に3%（若しくは5%）の税額控除又は30%の特別償却が適用できるDX投資促進税制について、以下のとおり認定要件の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- ① 生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件を、売上高が10%以上増加することが見込まれること
- ② 取組類型に関する要件を、対象事業の海外売上高比率が一定以上となることが見込まれること

適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に認定の申請をした事業適応計画に従って取得等をする資産について適用されます。ただし、令和5年4月1日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については適用されません。

II 所得税関係

(1) NISA 制度の抜本的拡充と恒久化

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるために、NISA制度が抜本的に拡充されます。なお、令和2年度税制改正で措置された令和6年1月から施行予定の「新NISA制度」については、その施行が見直され、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行されます。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		
生涯非課税限度額(総枠)	1,800万円 (うち成長投資枠は1,200万円が上限)		
口座開設期間	恒久化		
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等(※)
対象年齢	18歳以上		
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISAにおいて投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

※ 安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などは対象から除外されます。

適用時期

令和6年1月1日以後について適用されます。

(2) 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し(雑損失)

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合に適用できる所得税法の雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰越して各年分の所得金額から控除することができます。

改正案では、特定非常災害による住宅・家財等の損失について、その損失額(雑損失の金額)の繰越控除期間が5年間に延長されます。

適用時期

令和5年4月1日以後の特定非常災害に係る雑損失について適用されます。

Ⅲ 資産税関係

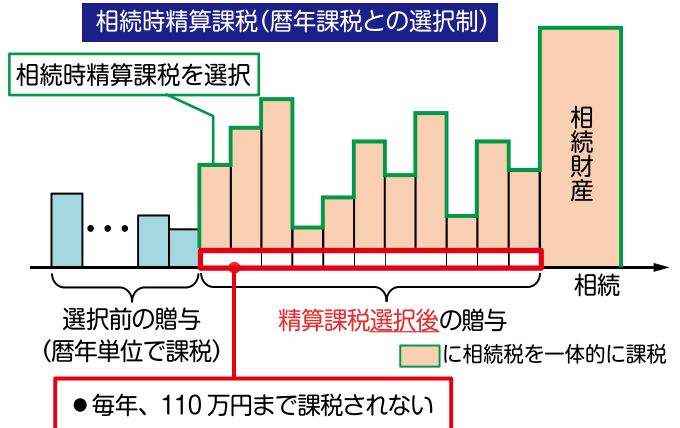
(1) 相続時精算課税制度の見直し

次世代への早期の資産移転などの観点から導入された相続時精算課税制度について、利便性向上を図るため同制度が見直されます。

① 相続時精算課税制度での贈与について、現行の基礎控除(暦年課税110万円)とは別に、毎年、課税価格から基礎控除110万円まで控除できるように見直すとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する財産の価額については、上記の控除後の残額とされます。

② 相続時精算課税制度により受贈した一定の土地・建物が、贈与の日から相続税申告書の提出期限までの間に、災害により一定の被害を受けた場合、相続税の課税価格への加算

等の基礎となる土地・建物の価額は、贈与時の価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。



適用時期

①の改正については、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

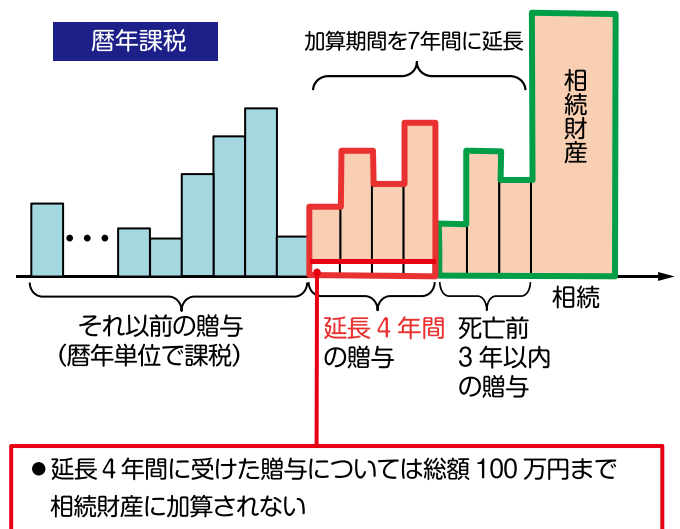
②の改正については、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます。

(2) 暦年課税における相続前贈与の加算期間の見直し

暦年課税においては、年間110万円までの贈与であれば、贈与税は非課税となりますが、相続開始前3年以内に行われた贈与については、相続税の課税対象となります。

改正案では、暦年課税における相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間が7年以内(現行:3年以内)に延長されます。

また、相続開始前7年以内から3年以内の4年間の間に贈与により取得した財産については、総額100万円まで相続財産に加算されない措置が講じられます。



適用時期

令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(3) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上で、その適用期限が3年間延長されます。

- ① 契約期間中に贈与者が死亡した際、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、残高が相続財産に加算されます。
- ② 契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率は、贈与税の一般税率とされます。

適用時期

①の改正については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る相続税について適用されます。

②の改正については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

(4) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率を、贈与税の一般税率とした上で、その適用期限が2年間延長されます。

適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

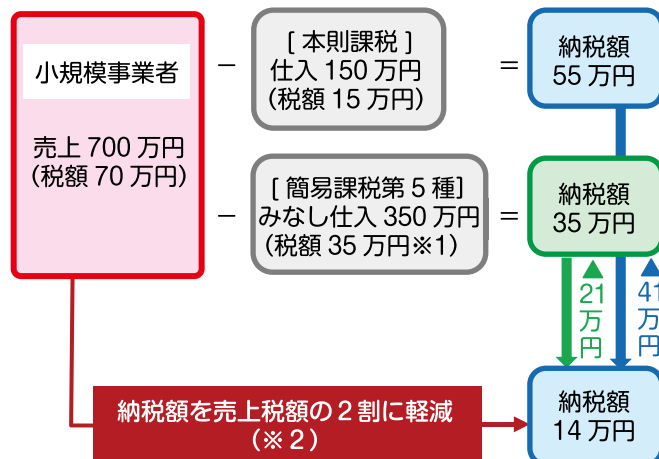
Ⅳ 消費税関係

(1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な実施に関する見直し

令和5年10月1日に施行されるインボイス制度について、円滑な制度移行を図る観点から、以下の見直しが行われます。

- ① 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置
小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置が講じられます。

【サービス業の場合】



※1 売上税額70万円×第5種みなし仕入率50%

※2 売上税額70万円×2割

改正案では、免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する負担軽減措置が3年間講じられます。この負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出は必要なく申告時の選択適用となります。

② 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、事務負担の軽減措置が講じられます。

改正案では、基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者については、インボイス制度の施行（令和5年10月1日）から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を認める事務負担の軽減措置が講じられます。

③ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることとなります。

改正案では、事業者の実務に配慮し事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）の場合には、返還インボイスの交付が免除されるように見直されます。

④ 登録申請手続の柔軟化

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けるためには、原則、令和5年3月末までに申請書を提出しなければなりません。4月以降であっても申請書に「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす経過措置が設けられていますが、改正案では、申請書に「困難な事情」の記載がなくとも4月以降の登録申請が可能となります。

また、登録申請手続について以下のとおり見直されます。

⑦ 免税事業者が申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受ける場合には、課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに申請書を提出する必要があります。なお、課税期間の初日後に登録がされた時は、同日に登録を受けたものとみなされます。

⑧ 登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出する必要があります。

⑨ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者は、その申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載します。登録希望日後に登録がされた時は、登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

適用時期

①の改正については、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用されます。

②の改正については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて適用されます。

③の改正については、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う少額な値引き等について適用されます。

④⑦⑧の改正については、令和5年10月1日以後、⑤の改正については、令和5年4月1日以後に提出する適格請求書発行事業者登録制度の申請書について適用されます。

① 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止

② 国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるようにしておく書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定

③ 優良な電子帳簿の範囲の見直し

一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録による保存制度について、一定の要件を満たしている国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税の対象帳簿の範囲が見直されます。

適用時期

①の改正については、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されます。

②の改正については、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。

③の改正については、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

V その他

(1) 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、税務情報のデジタル化、優良な電子帳簿の普及に資する観点から、電子帳簿等保存制度が見直されます。

① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

現行、申告所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければなりません。ただし、経過措置として、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した出力書面の保存をもって、その電磁的記録の保存に代えることができる措置が講じられています。

改正案では、以下の見直しが行われます。

㊦ 保存要件の緩和

電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができない場合には、全ての検索機能の確保の要件が不要となる売上高基準が「1,000万円以下」から「5,000万円以下」に引き上げられます。

① システム対応ができなかった事業者に対する猶予措置

前記の経過措置は適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができない場合は、検索機能の確保の要件等を不要としてその電磁的記録の保存を可能とする、新たな猶予措置が講じられます。

② スキャナ保存制度の見直し

スキャナ保存制度は、決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）について、一定の要件の下、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることができる制度です。

改正案では、以下の見直しが行われます。

㊦ 国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存要件を廃止

(2) 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の減免制度の創設

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が設備投資を行った場合、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ（市町村の条例で定める割合により異なる）になる固定資産税の減免制度について、新たな制度が創設されます。

対象設備	①：機械装置 ②：測定工具、検査工具 ③：器具・備品 ④：建物附属設備 (年平均の投資利益率5%以上見込まれる投資計画に記載された設備)
固定資産税の課税標準	3年間1/2(※)

※ 一定の要件（雇用者全体の給与が導入計画の申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上増加すること等）を満たせば、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した対象設備は5年間1/3、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した対象設備は4年間1/3となります。

適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した対象資産に適用されます。

*このパンフレットは、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

新会員の紹介

〈令和4年12月~令和5年6月〉

ご加入ありがとうございます

地区会	会社名	住所	代表者名
栃木	(同)富士見町訪問看護ステーション	富士見町13-17 サンライズアイ203	戸崎真紀子
〃	(有)毛塚設備工業	物社町1332	毛塚 健一
〃	㈱フインモーション技術研究所	尻内町783	渡辺 浩一
〃	(有)ティーエスアイ	今泉町1-6-31	高杉 辰也
〃	(株) 林 組	箱森町3-23	林 長二郎
〃		宇都宮市大寛1-6-10	別井 正和
〃	(株)大豆生田商事	藪部町2-14-18	大豆生田恵太
小山	(有)日向野鉄工	東黒田272	日向野隆光
〃	慎誠電設	向野328-20	吉家 志保
〃	N&Yカンパニーズ(同)	城東5-25-19 飯島ビル1F	沼部 寛一
〃	木村電設	南飯田289-103	木村 努
〃	いつきワークス(株)	横倉新田272-1 コート倉F101	小川 亮介
〃	(株)日 星	喜沢519-1	平出 泉
〃	福田果樹園	羽川784-2	福田 清
〃	(株)スタッフブレーン	城東2-19-13	清水 貴士
〃	(株)テクノブレーン	犬塚1-14-10	清水 貴士
〃	(株)サンテック	東城南1-18-5 E103	福地 正樹
〃	NUWANINTERNATIONAL(株)	西黒田209-3	ヌワンチャンナカ
〃	両毛興業(有)	粟宮1-5-6	生井 政弘
〃	(株)日進ホーム	神鳥谷2-25-9	松本 修吾

地区会	会社名	住所	代表者名
小山	(有)とやま不動産	駅東通り1-7-22 海老沼ビル1F	外山 明雄
〃	黒澤不動産(株)	駅東通り2-20-12	黒澤 昭夫
藤岡	㈱ハイブリット・プランニング・オフィス	大前1984	金子 幹典
大平	(株) I S J	西水代3608-18	田村 直紀
〃	(株) T o m m y	富田5101-2	富田真沙樹
〃	(株) エ ミ カ	富田1651	野田 将史
下野	勇 心 (株)	祇園1-7-23 堀の内ビル1階	吉田 勇樹
〃	(株) 和 輝	小金井1291-12	平井 義和
壬生	(株)エースモールド	壬生丁175-7	鈴木 幸雄
〃	(株)大嶋工業	安塚1046-6	大嶋 宜孔
〃	宇賀神建設	若草町3-13	宇賀神 充
〃	ライフテック(株)	本丸2-8-10	佐藤 大地
〃	(株)ベストコム	安塚796-9	根岸 佑介
〃	L U A N A	壬生丁9-1	吉森 健治
岩舟	L a C i g a l e (株)	静537-1	高橋 真帆
〃	(株)岩舟圧送	静和566-2	石崎 鉄也
〃	(株)マックス	静和553-4	瀬山 昌史
野木	(株)岸野商事	友沼4765	岸野 進
〃	DC MEGA CARS	佐川野291-1	アレスタコタダシ
西方	(株)グレイス	金井867-3	松本 健太

※当会ホームページ、機関誌による情報公開に同意された方を掲載しました。 他 26社

今後の行事予定

日時	開催場所	会議名等
8 月		
2(水)	サンプラザ	組織委員会
9(水)	栃木商工会議所	青年部会正副会長会議
12(土)	岩舟総合運動場	【岩舟地区会】サマーフェスタいわぶね2023 翌日清掃活動
18(金)	法人会館	県連:県内事務局職員研修会(消費税インボイス研修会)
24(木)	サンプラザ	納税推進協議会 税務署・県税幹部との意見交換会
30(水)	サンプラザ	事務担当者会議
9 月		
13(水)	岩舟文化会館コスモホール	大平・岩舟・藤岡地区会合同講演会
20(水)	小山商工会議所	経営セミナー(ChatGPTとDX)
下旬		絵はがきコンクール審査会
下旬		法人税・消費税の決算申告説明会

日時	開催場所	会議名等
10 月		
3(火)	小山商工会議所	税務研修会(電子帳簿保存)
10(火)	サンプラザ	税務研修会(事業承継)
18(水)	高崎芸術劇場	全法連:全国大会「群馬大会」
26(木)	サンプラザ	税務研修会(インボイス)
11 月		
7(火)	東武ホテルグランデ	局連:女性部合同セミナー
8(水)	サンプラザ	正副会長会議、理事会
9(木)、10(金)	やまぎん県民ホール	全法連:全国青年の集い「山形大会」
12 月		
1(金)	東京都内	【大平地区会】研修旅行

会社名、代表者、所在地、資本金等 変更のご連絡について

会社名、代表者、所在地、資本金等の**変更**がありましたら、**法人会事務局**までご連絡ください。

TEL 0282-24-3500
FAX 0282-24-3288



変更届書

(公社)栃木法人会事務局 行

変更が交 法人名			
所在地			
変更が交 代表者名			
次の事項について変更があったので通知します。			
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
<input type="checkbox"/> 法人名			
<input type="checkbox"/> 所在地			
<input type="checkbox"/> 代表者名			
<input type="checkbox"/> T E L			
<input type="checkbox"/> F A X			
<input type="checkbox"/> 資本金			
<input type="checkbox"/> その他			

◆ 会員の皆様へ ◆ 会費口座振替のお礼

会費の口座振替をご利用の皆様には、6月27日(火)にご指定の口座から引き落としをさせていただきました。厚くお礼申し上げます。

なお、口座振替設定のお済でない方は、**事務局(0282-24-3500)**までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

税務署からのお知らせ

令和6年5月送付分から「納付書」の送付対象者を見直します。

社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、「納付書」の送付対象者を見直し、次の方につきましては「納付書」の送付を行わないこととしております。

- ① e-Taxにより申告書を提出している法人の方や、e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- ② ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付又はコンビニ納付（二次元コード）といった「納付書」を使用しない手段を利用された方

納付につきましては、キャッシュレス納付を是非ご利用いただきますようお願いいたします。

キャッシュレス納付
についてはこちら



令和5年5月から「申告書等用紙」の送付を取りやめています。

令和5年4月以降、国税庁ホームページに掲載しているとおり、令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）からは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、「申告書等用紙」を送付しておりません（法人税予定申告書及び消費税中間申告書については、従来のおり送付しております。）。

「申告書等用紙」につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、送付の対応は致しかねますので、確定申告書の提出に際しては、インターネットを利用して申告を行うことができるe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

なお、書面の「申告書等用紙」を必要とされる法人の方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に各種様式を掲載していますので、そちらを出力してご利用いただきますようお願いいたします。

《掲載先》 「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」→「確定申告等情報」→「法人税」又は「消費税・地方消費税」

災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等ができない場合は、税務署へ申請していただくことにより、申告期限等が個別に延長される制度があります。

- 地震等の自然災害、火災等の人為的な災害、申告等をする方の重傷病など、災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等を期限までに行うことが困難な事情がある方（法人）については、税務署へ申請していただくことにより、申告期限等が個別に延長される制度があります。
- 国税に関する期限の個別延長制度につきまして、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

 国税庁

ホームページはこちら



法人番号 7000012050002

2023. 4

講演の集いに参加して モーリー・ロバートソン氏

7月12日、サンプラザにて国際ジャーナリスト/ミュージシャン、モーリー・ロバートソン氏の講演会が開催されました。猛暑の中、参加者は220名。江田委員長の進行で山中会長の挨拶に続き、「モーリー流世界の動きとこれからの日本」がスタート。モーリー氏の話題豊富な展開。コロナ禍により貧富の格差が拡大中。増え続ける洪水、干ばつ、森林火災などの自然災害の多発は地球温暖化、大気循環の変動が原因でCO2削減は急務です。国や地域、人種、貧富の差があっても、人類共通の課題解決のために、自分の1メートル以内から生活を見直そう。日常生活の衣食住の購買選択の基準をより環境や人権に配慮したモノサシで実践していくことの提案でした。しかし、あまりストイックにならずに生活の楽しみや感動のある個性を活かした人生の提案です。



マルチの分野で才能を発揮しているモーリー氏らしく、多面的な視点やエピソードが急に飛ぶので内容を理解するのが困難な場面もありました。しかし、幼少期から日米や海外での生活体験が豊富なモーリー氏らしい独自の視点と貴重なエピソードが新鮮でした。

最後に野原副会長が閉会の挨拶。コロナ禍後、講演の集いが盛大に開催できましたこと、関係者の皆様にご心より感謝申し上げます。

文責：小倉



栃木法人会よりインターネットセミナーのご案内

栃木法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://tochiho.sakura.ne.jp/>

ID・パスワードは

会員ID: **0707** パスワード: **3500**

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	スポーツ実況アナウンサーが教える！「伝わる」コミュニケーション術	河村 太郎	43分	一般経営	NEW 事業承継後の後継者必見！「若手経営者」のための仕事の作法	佐野 由美子	38分
	あなたの会社は何点？ 働き方改革 整理整頓プロジェクトで生産性アップ！	藤岡 聖子	40分		NEW 現代に活かす「戦国大名」失敗の研究 第3編 豊臣秀頼（権威が崩れ去るとき）	瀧澤 中	56分
	刑事メンタルでピンチをチャンスに（10）	森 透匡	4分		ビジネスTikTokで潜在顧客をファン化して売上アップする	菅野 弘達	29分
	赤坂瑞宮の元教育担当者が語るスタッフの士気を高める「教育の極意」	佐野 由美子	59分		「こんなはずではなかった」の本当の意味 減多に起こらない事故・トラブルのナゾ！	柳田 直伸	35分
	社労士が考える 円滑な人間関係を築くためのコミュニケーション術	大野 ゆかり	33分		徳川家康に学ぶ事業承継（3）	福永 雅文	29分
法律	会社を護れ！様々な労働問題にズバリお答えします【3.ハラスメント・労災について】	米澤 章吾	12分	税務・財務	初心者でもよくわかる！簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
ライフスタイル	NEW 失敗事例から学ぶ相続対策の4つの柱	松尾 企晴	41分	経理・財務	社長と会社にお金を残すためのバランスシート経営	海生 裕明	110分
	正しく怖がるインターネット～大人も知らない炎上リテラシー～	小木曾 健	52分	労務	中小企業でもできる多様な価値観に対応した「新しい働き方・休み方」の推進	増田 豊	40分
	元大手高級有料老人ホーム施設長が教える！介護で仕事を辞めない働き方	岩見 俊哉	70分	経政	SDGs入門講座～親子でできる・家庭でできるSDGs～	福田 多美子	45分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは栃木法人会事務局まで **TEL:0282-24-3500**

税理士会コーナー

インボイスには何を書けば良い？

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式(インボイス制度)がスタートします。これは、買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。「適格請求書」を交付するためには税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られますが、では、登録を受けた後に交付することが出来る「適格請求書」には何を記載することが必要なのを見ていきましょう。

「適格請求書」の記載事項

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格請求書発行事業者の内、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、「適格請求書」に代えて、「適格簡易請求書」を交付することが出来ます。

「適格簡易請求書」の記載事項

- ①から③は適格請求書と同じ
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用

税 率

違いが分かりにくいですが、「適格簡易請求書」には

- ・取引先の相手の氏名の記載が必要ないこと
 - ・適用税率か適用税率ごとの消費税額のどちらかの記載(両方記載することも可能)で要件を満たしていること
- なお、適格請求書及び適格簡易請求書として必要な事項が記載されているものであれば、様式・書類の名称は問いませんし、手書きであっても適格請求書及び適格簡易請求書に該当します。

会社独自の請求書等を作成されている場合には必要事項の記載もれがあるかもしれませんが、この機会に請求書等の確認をしてみてください。

※参考資料 国税庁「適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度の理解のために-

第35回 エコライフ講座

田んぼまわりの生態系

『兎追ひし彼の山 小鮒釣りし彼の川 …』

ご存知「ふるさと」の歌詞の一部です。みなさん、故郷を思い出してみてください。そこには、里山の光景が広がっていると思います。私は、実際、歌のような野兎狩りを経験したことはありませんが、川やため池では、鮒などを釣ったりしたものでした。また、田園も広がっており、田んぼまわりには、様々な生き物がいました。

さて、栃木県では、農業農村整備事業を実施する地区では、豊かな農村環境を守るため、「生態系配慮工法」を用いて、魚類や水性生物などの生息環境の保全に配慮し、工事に伴う影響をできるだけ軽減させる取り組みが実施されています。これは、まさに、田んぼまわりの生体系(生物多様性)を守る取組です。ポイントは、生き物たちが産卵や生息するための「生息環境」とそれらをつなぐ「移動経路」を確保することが重要となっているそうです。(出典：栃木県HP「環境との調和に配慮した農業農村整備事業」)

こうした取り組みにより、田んぼまわりでは、魚類として、ホトケドジョウ、スナヤツメ、オイカワ、アブラハヤ、カワムツ、フナ等、両生類では、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、ニホンアカガエル、アカハライモリ、水生昆虫では、タガメ、ゲンゴロウ、コオイムシ、ミズカマキリ、タイコウチ、オニヤンマのヤゴ等などの生き物の生息が確認されています。

さらに、こうした里山環境の生態系の頂点にたつ猛禽類の「サシバ」が南方から渡ってきて、栃木県内でも繁殖活動が行われています。

写真は、私の地元の日光市で撮影した飛翔するサシバです。



NPO法人 栃木県環境カウンセラー協会 堀 誠